

保育事業

◆ 保育所・認定こども園・地域型保育事業・・・子育て支援課

保育所などの現況

【保育所】…就労などのため日中家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。

	大治東保育園	大治はなつね保育園	大治南保育園
設置主体	(福) 大治東福祉会	(福) 大治東福祉会	(福) 大治南福祉会
所在地	北間島字屋敷94	花常字郷浦49-1	砂子字中割28
電話番号	441-3114	485-8521	432-0781
利用定員	258人	168人	186人
受入月齢	6ヵ月から	6ヵ月から	3ヵ月から
開所時間 (延長保育含む)	(平日) 7:15~19:15 (土曜日) 7:15~13:00	(平日) 7:15~19:15 (土曜日) 7:15~13:00	(平日) 7:00~19:00 (土曜日) 7:00~15:00
休日	日曜日・祝日・年末年始	日曜日・祝日・年末年始	日曜日・祝日・年末年始
障がい児 保育	○	○	○

※延長保育を利用する際は、別途利用料が必要となります。

【認定こども園】…幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

	幼保連携型認定こども園大治幼稚園
設置主体	(学) 山崎学園
所在地	西條字土井ノ池35-2
電話番号	442-0385
利用定員	324人(保育認定…198人、教育標準時間認定…126人)
受入年齢	＜保育＞ 8ヵ月から ＜教育＞ 3歳から
開所時間 (延長保育含む)	＜保育＞平 日 7:15~19:15 土曜日 7:15~13:00 ＜教育＞平 日 9:00~15:00 ※預かり保育 ~18:00
休日	＜保育＞日曜日・祝日・年末年始 ＜教育＞土日、祝日、春・夏・冬休み

※延長保育を利用する際は、別途利用料が必要となります。

【地域型保育事業】…1・2歳児を対象に、少人数の単位で子どもを預かる事業です。

	きっずフレンド大治園	きっずフレンドわかば園
設置主体	(株)きっずフレンド	(株)きっずフレンド
事業類型	小規模保育事業A型	小規模保育事業A型
所在地	西條字松下33-9	堀之内字郷中400-2
電話番号	445-1354	444-1662
利用定員	8人	14人
受入年齢	1・2歳児	1・2歳児
開所時間 (延長保育含む)	平日 7:30~19:30 土曜日 7:30~13:00	平日 7:30~19:30 土曜日 7:30~13:00
休日	日曜日・祝日・年末年始	日曜日・祝日・年末年始

※延長保育を利用する際は、別途利用料が必要となります。

＜入所受付＞

保育所の入所申込の受付は、子育て支援課で行っています。

大治幼稚園の教育を希望する方は、直接大治幼稚園へお申し込みください。

＜利用者負担＞

利用者負担額は、認定区分と保育の必要量により保護者の所得に応じた負担が基本となります。本町の利用者負担額は別表のとおりです。

【認定区分】

認定区分	年 齢	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	認定こども園 幼稚園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	認定こども園 保育所
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	認定こども園 保育所 地域型保育事業

＜保育の必要量＞

保育標準時間…フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間保育）

保育短時間…パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間保育）

別表

保育認定利用者負担額（3号認定）

各月初日の教育・保育給付認定保護者の 属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層 区分	定義	保育標準時間	保 育 短 時 間
第1	生活保護法（昭和25年法律第 144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	円 0	円 0
第2	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までの月分にあつては前年度分とする。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	0	0
第3	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円 未満	11,700 (5,900) [0]
第4		97,000円 未満	11,500 (5,800) [0]
第5		18,000 (9,000) [0]	17,600 (8,800) [0]
第6		29,000 (14,500) [0]	28,500 (14,300) [0]
第7		39,700 (19,900) [0]	39,000 (19,500) [0]
		301,000円 以上	51,500 (25,800) [0]
			50,600 (25,300) [0]

備考

- 1 この表における所得割の額とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割（同法第 328 条の規定により課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 21 条で定める規定による控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）をいう。ただし、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から順次控除して得た額を所得割の額とする。
- 2 第 3 階層と認定された世帯又は第 4 階層と認定された世帯であって市町村民税所得割の額が 57,700 円未満の場合は、最年長の子どもから順に 2 人目は（ ）内の金額、3 人目以降は〔 〕内の金額とする。
- 3 第 4 階層と認定された世帯であって市町村民税所得割の額が 57,700 円以上の場合又は第 5 階層、第 6 階層若しくは第 7 階層と認定された世帯は、小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に 2 人目は（ ）内の金額、3 人目以降は〔 〕内の金額とする。
- 4 月の途中で入所又は退所した児童のその月に係る利用者負担額については、日割計算による額を徴収する。
なお、算定した利用者負担額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 市町村民税未申告世帯は、第 3 階層とする。
- 6 次に掲げる世帯に該当する場合の利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、第 3 階層と認定された世帯の内、最年長の子どもから順に 1 人目は 3,000 円、2 人目以降は 0 円、第 4 階層と認定された世帯であって市町村民税所得割の額が 77,101 円未満の場合は、最年長の子どもから順に 1 人目は 6,000 円、2 人目以降は 0 円とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- 7 保護者が児童（満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）を 3 人以上養育又は監護し、かつこれらの児童と生計を同じくする場合には、この表の規定にかかわらず、当該児童のうち、その出生の最も早い者から順に数えて第 3 番目以降の満 3 歳未満児に係る利用者負担額を 0 円とする。